

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方へ



- ◇ 精密検査や治療を受けずに放置していると肝硬変や肝がんに移行することがあります！

B型、C型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎を発症した場合、適切な健康管理や必要に応じた治療をせずに放置すると、自覚症状がないまま肝硬変へと進展し、肝がんになることがあります。しかし、適切な治療を行うことで病気の進展を止めたり、遅くしたりすることができます。

肝炎ウイルスに感染していることが分かった人は必ず専門医療機関で精密検査を受診し、ご自身の肝臓の状態（肝炎の活動度、病期）を正しく知り、さらに定期的に検査を受けて状況確認をすることが大切です。

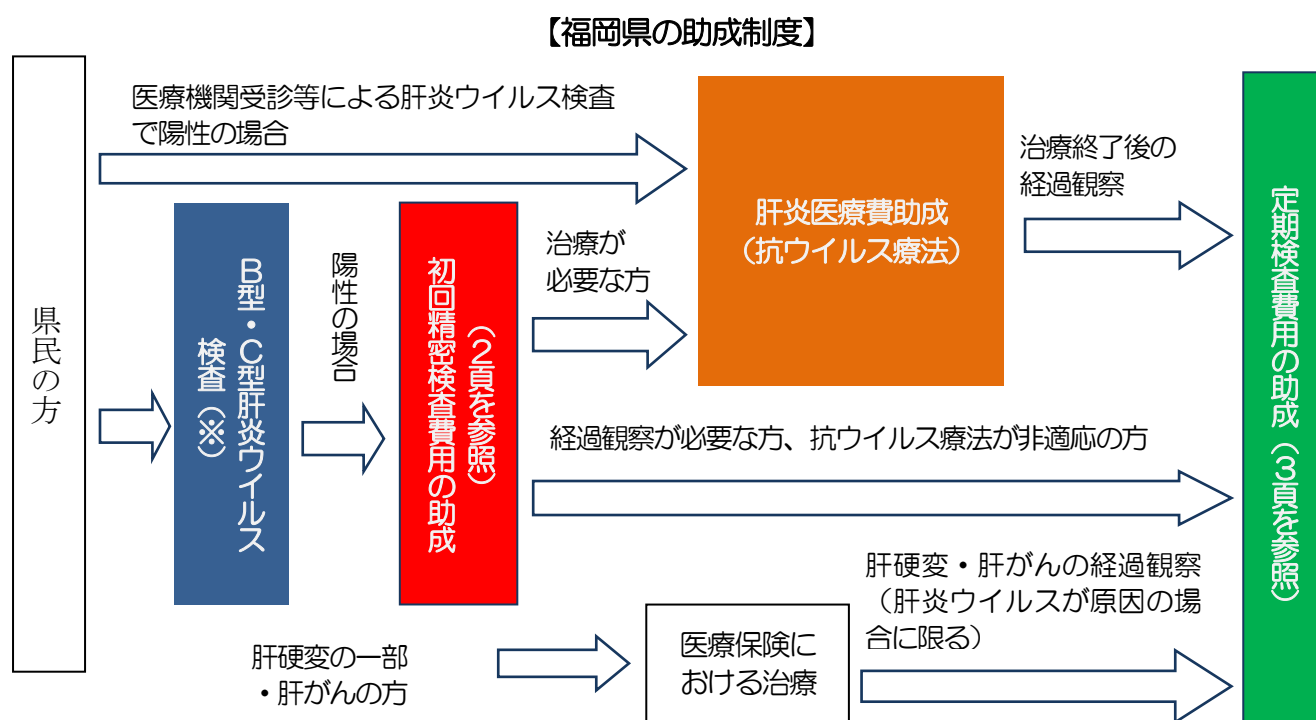
- ◇ 専門の医療機関で精密検査を受けましょう！

福岡県では、(1)肝臓の専門医が勤務している、(2)インターフェロンなどの抗ウイルス療法を実施している、(3)インターフェロン治療時に複数の診療科との連携システムを構築しているなど、肝疾患の専門医療機関を指定しています。

※ 肝疾患専門医療機関は、県のホームページに掲載しています。

- ◇ 福岡県では、初回精密検査や定期検査、肝炎ウイルス治療に対する助成を実施しています！

- ・肝炎ウイルス検査の結果が陽性の方に対し、初回精密検査費用を、肝炎ウイルスが原因の慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者の方に対し、定期検査費用（住民税非課税世帯の属する方等）を助成しています。
- ・ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療に対する医療費を一部助成しています。



- ※ 保健所や県・北九州市・福岡市・久留米市が委託する医療機関での肝炎ウイルス無料検査
市町村が実施している肝炎ウイルス検診
職場で実施する肝炎ウイルス検査
妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査

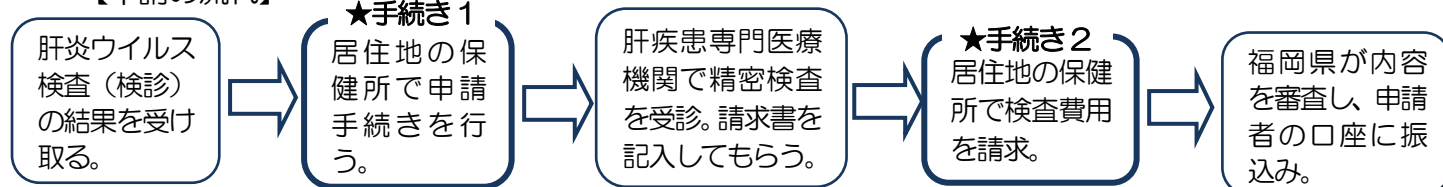
福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業 初回精密検査費用の助成について

ウイルス性肝炎は、適切な治療を受けることで重症化を予防することが可能です。
肝炎ウイルス検査で陽性となった方が、精密検査を受診し早期治療につながるよう、初回精密検査の費用を助成します。

【助成の内容】

対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査		
対 象 者	以下の全てに該当する福岡県内に在住する方 ①医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者 ②1年以内に保健所または委託医療機関、市町村の肝炎ウイルス検診、職場で実施する肝炎ウイルス検査若しくは、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方 ③フォローアップに同意された方		
受診できる医療機関	福岡県肝疾患専門医療機関（福岡県のHPに掲載 4頁参照）		
助成回数	1回のみ		
申請に必要な書類	★手続き1		
	検査実施場所	必要書類	
	保健所及び委託医療機関	肝炎ウイルス紹介状兼報告書 または、 肝炎ウイルス検査結果書	肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書
	市町村	肝炎ウイルス検診の結果書	
	職場の健康診断	・肝炎ウイルス検査結果書 ・職域検査受検証明書	※様式は福岡県のHPよりダウンロード可能。また、申請窓口にもあります。
	妊婦健診	母子健康手帳	
	手術前検査	・肝炎ウイルス検査結果通知書 ・検査後に受けた手術を含む診療明細書	
	★手続き2		
①肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書 ②医療機関の領収書及び診療明細書（コピーは不可）			
書類の提出先	お住まいを管轄する保健所（裏面）		

【申請の流れ】



【チェック】

- ☐ 医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者
- ☐ 1年以内に「保健所または委託医療機関で実施する無料検査」、「市町村の肝炎ウイルス検診」、「職場で実施する肝炎ウイルス検査」、「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」、「手術前の肝炎ウイルス検査」のいずれかの検査で陽性と判定された方

対象者に該当するかチェックしてみましょう。

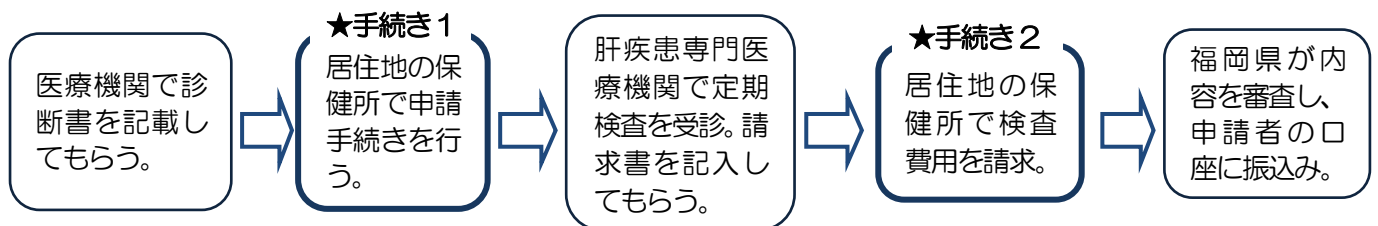
福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業 定期検査費用の助成について

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの方が、定期的に検査を受けることにより、適切な治療や経過観察を行い、重症化を予防するために定期検査の費用を助成します。

【助成の内容】

対象となる検査	肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの方が定期的に受ける検査
対 象 者	以下の全てに該当する福岡県内に在住する方 ①医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者 ②肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の方 ③ <u>住民税非課税世帯に属する方</u> 又は <u>世帯の市町村民税課税年額が23万5千円未満の方</u> ④フォローアップに同意された方 ⑤B型・C型ウイルス性肝炎治療医療費助成を受給中でない方
受診できる医療機関	福岡県肝疾患専門医療機関（福岡県のHPに掲載 4頁参照）
助成回数	年度2回（4月から3月までの毎年度2回まで）
申請に必要な書類	★手続き1 ①本人及び本人と同一世帯に属する全員の記載のある住民票（続柄が記載有） ②世帯全員の住民税非課税証明書または市町村民税課税額証明書（直近のもの） ③医師の診断書（※ 2回目以降、若しくは1年以内に肝炎医療費助成において医師の診断書を提出した場合（いずれも病態に変化がないこと）は省略することが可能。） 【注意】診断書には料金が発生し、この料金は自己負担（助成対象外）となります。 ④肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書 ★手続き2 ①肝炎ウイルス定期検査費用請求書 ②医療機関の領収書及び診療明細書（コピーは不可）
書類の提出先	お住まいを管轄する保健所（裏面）

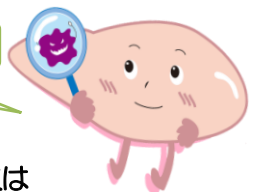
【申請の流れ】



【チェック】

対象者に該当するかチェックしてみましょう。

- ☐ 医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者
- ☐ 肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の方
- ☐ 住民税非課税世帯に属する方（世帯全員の住民票に記載されている方、全員が非課税）又は
世帯の市町村民税課税年額が23万5千円未満の方（住民票、市町村民税課税額証明書で
 確認する必要があります。）
- ☐ B型・C型ウイルス性肝炎治療医療費助成を受給中でない方



福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

受診できる医療機関

受診できる医療機関は、肝疾患専門医療機関です。福岡県のHP（下記）に医療機関のリストを掲載しています。また、関係の様式もダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyuushouka.html>

提出先・お問合せ先

提出先は、お住まいの住所を管轄する保健所になります。ご不明な点は、下記までお尋ね下さい。

お住まいの地域	保健所名	住所	電話番号
北九州市	以下の各区役所 保健福祉課（TEL093） 門司（331-1881）、小倉北（582-3440）、小倉南（951-4111）、若松（761-5327）、 八幡東（671-0801）、八幡西（642-1441）、戸畑（871-1501）		
福岡市	以下の各区保健福祉センター 健康課（TEL092） 東（645-1078）、博多（419-1091）、中央（761-7340）、南（559-5116）、 城南（831-4261）、早良（851-6012）、西（895-7073）		
久留米市	久留米市保健所保健予防課 （久留米商工会館4階）	久留米市城南町 15 番地 5	0942-30-9730
筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課	大野城市白木原 3 丁目 5-25	092-513-5583
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 健康増進課	糟屋郡粕屋町戸原東 1 丁目 7 番 26号	092-939-1534
糸島市	糸島保健福祉事務所 健康増進課	糸島市浦志 2 丁目 3-1	092-322-1439
中間市、宗像市、 福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	宗像市東郷 1 丁目 2-1	0940-36-2366
直方市、飯塚市、 宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課	飯塚市新立岩 8-1	0948-21-4815
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 健康増進課	田川市大字伊田 3292 番 2	0947-42-9345
小郡市、うきは市 朝倉市、朝倉郡 三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	朝倉市甘木 2014 番地 1	0946-22-3964
大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、 大川市、みやま市、 三潞郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	柳川市三橋町今古賀 8-1	0944-69-5405
	八女分庁舎	八女市本村 25	（同上）
行橋市、豊前市、 京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 健康増進課	行橋市中央 1 丁目 2-1	0930-23-2690

【福岡県】保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 092-643-3576